

ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における空き家の有効活用を通して、周囲へ悪影響を及ぼす空き家の発生抑制、良好な住環境の確保による移住・定住の促進及び地域活性化を図るために実施するひたちなか市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 現に居住又は使用していない市内に存在する建物及びその敷地（近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。

ア 賃貸、分譲等を目的としているもの

イ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が同条第2号に規定する宅地建物取引業としての媒介又は代理の対象としている建物

ウ 周囲へ悪影響を及ぼしているもの（ただし、売買等によって周囲へ悪影響を及ぼしている状態が解消されることが見込まれる場合を除く。）

エ ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第2号及び同条第3号の規定に該当する者（以下「暴力団員」という。）が所有しているもの

オ その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を公開し、空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(宅地建物取引業団体との協定)

第4条 市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部（以下「宅地建物取引業団体」という。）と次の各号に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

(1) 媒介業者の推薦

(2) 空き家の媒介業務等に必要となる調査

(3) 空き家の売買又は賃貸借に係る契約交渉の媒介

（空き家バンクへの登録申込み等）

第5条 空き家バンクへ登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、ひたちなか市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）にひたちなか市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及び同意書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し宅地建物取引業団体に媒介業者の推薦を依頼し、媒介業者が決定したときはひたちなか市空き家バンク媒介業者決定通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により決定した媒介業者と申込者が媒介契約を締結したときは、速やかに当該空き家を空き家バンクに登録するものとする。

4 市長は、前項の登録をしたときは、ひたちなか市空き家物件登録通知書（様式第5号）によ

り当該申込者（以下「空き家登録者」という。）に通知するものとする。

5 第3項の規定による登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（空き家バンク登録事項変更の届出）

第6条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、ひたちなか市空き家バンク物件登録変更届出書（様式第6号）に変更内容を記載したひたちなか市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、空き家の登録事項を変更したときは、ひたちなか市空き家バンク物件登録変更通知書（様式第7号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録の抹消）

第7条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空き家バンクから抹消するものとする。

- (1) ひたちなか市空き家バンク物件登録取消届出書（様式第8号）の提出があったとき
- (2) 空き家バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間の延長の申出がなかったとき
- (3) 当該空き家に係る所有権等に異動があったとき
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、ひたちなか市空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第9号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録期間延長）

第8条 空き家登録者は、空き家バンク物件登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、ひたちなか市空き家バンク物件登録期間延長申出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、空き家の登録期間を延長したときは、ひたちなか市空き家バンク物件登録期間延長通知書（様式第11号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録情報の提供）

第9条 市長は、空き家バンクに登録された空き家の情報（以下「空き家情報」という。）を市が管理するホームページ等において公開する。

2 前項の規定により公開する空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 売却又は賃貸の希望価格
- (4) 所在地（小字及び地番を除く。）
- (5) 空き家及びその敷地の概要
- (6) 建築設備の状況
- (7) 主要施設等までの距離
- (8) 間取図
- (9) 写真
- (10) その他の特記事項

（利用の登録申込み等）

第10条 空き家バンクに登録された空き家の利用を希望する者は、暴力団員でない者であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に居住もしくは空き家を利用しようとする者
- (2) 空き家を利用し地域交流拠点の運営もしくは地域活性化に資する事業を行おうとする団体もしくは事業者等
- (3) その他市長が適当と認めた者

2 空き家バンクに登録された空き家の利用を希望する者は、ひたちなか市空き家バンク利用登録申込書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みについて、第1項に規定する要件を満たす者と認めたときは、申込者を空き家バンクに登録するものとする。

4 前項の規定による登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

5 市長は、第3項の規定による登録をしたときは、ひたちなか市空き家バンク利用登録通知書（様式第14号）により申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項変更の届出）

第11条 前条第5項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、ひたちなか市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第15号）により、変更内容を届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、ひたちなか市空き家バンク利用登録変更通知書（様式第16号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の登録抹消）

第12条 市長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、利用登録者を空き家バンクから抹消するものとする。

- (1) 第10条第1項に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があつたとき。
- (4) 利用登録の期間満了日を経過しても、登録期間の延長の申出がなかったとき。
- (5) ひたちなか市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第17号）の提出があつたとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により登録を抹消したときは、ひたちなか市空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第18号）により利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の登録期間延長）

第13条 利用登録者は、空き家バンク利用登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、ひたちなか市空き家バンク利用登録期間延長申出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、利用登録の登録期間を延長したときは、ひたちなか市空き家バンク利用登録期間延長通知書（様式第20号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（希望物件の交渉申込み）

第14条 利用登録者は、希望する物件の交渉をしたいときは、媒介業者に申込むものとする。

2 希望物件の交渉は、同時に複数の物件に対して行ってはならない。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第15条 前条の規定による申込みを受けた媒介業者は、遅滞なく利用登録者と交渉を行い、成約したときは、速やかに所属する宅地建物取引業団体に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた宅地建物取引業団体は、ひたちなか市空き家バンク物件交渉結果報告書（様式第21号）により速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

4 空き家バンクに係る交渉並びに売買及び賃貸借等の契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 空き家登録者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取扱うものとし、この登録が解除された後においても同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家バンクから取得した個人情報について、市長の承諾なくして複写又は複製してはならないこと。
- (4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。

(補則)

第17条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒 —

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク物件登録申込書

ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、ひたちなか市空き家バンク物件登録カード及び同意書を添え、ひたちなか市空き家バンクへ物件の登録を申込みます。

1 登録する物件（「ひたちなか市空き家バンク物件登録カード」添付）

物件所在地：ひたちなか市

2 宅地建物取引業団体の選択

※いずれかにチェック

次の団体に媒介業者の推薦を依頼します。

（公社）茨城県宅地建物取引業協会

（公社）全日本不動産協会茨城県本部

（注）個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、ひたちなか市個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第2号（第5条関係）

ひたちなか市空き家バンク物件登録カード 新規・変更

				登録番号		
所有者	ふりがな 氏名					
	住 所	〒 一				
	T E L					
	F A X					
	E-mail					
物件所在地	ひたちなか市					
売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却		<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> どちらでも可		
売却希望価格	円		賃貸希望価格	月額 円		
(賃貸の場合) 利用者負担によるリフォーム	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 要協議					
建築確認						
都市計画の区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 () <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
住宅の耐震化	<input type="checkbox"/> 新耐震基準 <input checked="" type="checkbox"/> 旧耐震基準 耐震改修 (<input type="checkbox"/> 済・ <input type="checkbox"/> 無)					
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ()					
面積	土地	m ²				
	建物	1階	m ²			
		2階	m ²			
		計	m ²			
物件の概要	建築年 年					
	空き家になった年 年 月					
	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 多少必要 <input type="checkbox"/> かなり必要					
	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 利用者負担 <input type="checkbox"/> 要協議					
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室 () () ()				
		<input type="checkbox"/> 洋室 () () ()				
		<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	2階	<input type="checkbox"/> 和室 () () ()				
		<input type="checkbox"/> 洋室 () () ()				
		<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> その他 ()				
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他				
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他				
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> 灯油	<input type="checkbox"/> 電気	<input type="checkbox"/> その他	
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道	<input type="checkbox"/> 井戸	<input type="checkbox"/> その他	
	下水	<input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/> 浄化槽	<input type="checkbox"/> その他		
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 (<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式)		<input type="checkbox"/> くみ取り (<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式)		
	駐車場	<input type="checkbox"/> あり (台)				
	庭	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	その他	<input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> はなれ <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 畠 <input type="checkbox"/> その他 ()				
主要施設等 への距離	駅			バス停		
	市役所等			図書館		
	警察署/交番			消防署		
	小学校			中学校		
	スーパー			郵便局		
	幼稚園/保育園			病院/診療所		

(裏面)

位置図及び間取り図

特記事項

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期限	年 月 日
登録変更日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日

様式第3号（第5条関係）

同意書

私は、ひたちなか市空き家バンクへ物件の登録を申込むにあたり、下記の内容に同意します。

- 1 ひたちなか市空き家バンク物件登録申込書で選択した宅地建物取引業団体に市が媒介業者の推薦を依頼すること。
- 2 ひたちなか市空き家バンクに申し込んだ空き家の情報（以下「空き家情報」という。）を市が宅地建物取引業団体及び媒介業者に提供すること。
- 3 市がひたちなか市空き家バンク物件登録カードの確認に必要な調査（建築確認申請の有無、固定資産税課税情報、水道情報、住民基本台帳等）を実施すること。
- 4 媒介業者が物件の立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査を実施すること。
- 5 媒介業者が調査した結果を市に提供すること。
- 6 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び物件の写真を広く一般に公開すること。
- 7 媒介業者が契約を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 9 媒介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して、市が一切関与しないこと。
- 10 登録申込み以降の手続き等は、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱の規定によること。
- 11 売買もしくは賃貸契約成立までの期間において、登録物件を適正に管理し、周囲へ悪影響をおよぼさないよう努めること。

年 月 日

住所

氏名（署名）

ひたちなか市長 様

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク媒介業者決定通知書

年月日付で申込みのあった空き家バンクへの登録について、次のとおり媒介業者が決定した
ので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 免許番号：

2 商号又は名称：

3 代表者名：

4 事務所所在地：

5 電話番号：

6 その他特記事項：

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク物件登録通知書

年 月 日付で申し込みのあったひたちなか市空き家バンクへの登録について、次のとおり登録
が完了したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第5条第4項の規定により通知しま
す。

1 物件登録番号 : No.

2 登録内容 : 別添ひたちなか市空き家バンク物件登録カードのとおり

3 登録日 : 年 月 日

4 有効期限 : 年 月 日

（注）登録内容に変更等生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。

様式第6号（第6条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒　　一

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク物件登録変更届出書

ひたちなか市空き家バンク物件登録内容を次のとおり変更したいので届出ます。

1 物件登録番号 : No.

2 変 更 内 容 : 添付書類のとおり

3 添 付 書 類 : 変更箇所を記載した「ひたちなか市空き家バンク物件登録カード」

(注) 添付する「ひたちなか市空き家バンク物件登録カード」には、すべて記入し、変更箇所は
朱書きしてください。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク物件登録変更通知書

年 月 日付で届出のあったひたちなか市空き家バンク物件登録変更について、次のとおり登録内容の変更が完了したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 物件登録番号：No.

2 変更完了日： 年 月 日

3 変更後の登録内容：別添「ひたちなか市空き家バンク物件登録カード」のとおり

様式第8号（第7条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒 —

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク物件登録取消届出書

下記のひたちなか市空き家バンク物件登録を取り消したいので届出ます。

1 物件登録番号 : No.

2 届出の理由 :

(注) この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク物件登録抹消通知書

ひたちなか市空き家バンク物件登録について、次のとおり登録を抹消したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 物件登録番号 : No.

2 登録抹消日 : 年 月 日

3 抹消理由 :

様式第10号（第8条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒　　一

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク物件登録期間延長申出書

ひたちなか市空き家バンク物件登録の登録期間を延長したいので申出ます。

1 物件登録番号 : No.

(注) この延長申出書を提出されない場合は、ひたちなか市空き家バンク物件登録通知書にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

様式第11号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク物件登録期間延長通知書

年 月 日付で申出のあったひたちなか市空き家バンク物件登録期間延長について、次のとおり登録期間を延長したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 物件登録番号 : No.

2 有効期限 : 年 月 日

様式第12号（第10条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒 —

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク利用登録申込書

ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨を理解し、利用登録に係る個人情報について、空き家登録者及び空き家登録者が媒介を依頼する宅地建物取引業団体へ提供することに同意し、誓約書（様式第13号）を添えて、ひたちなか市空き家バンクへ利用登録を申込みます。

申込みの理由	<input type="checkbox"/> 居住 <input type="checkbox"/> 定期利用 <input type="checkbox"/> 地域交流拠点 <input type="checkbox"/> 地域活性化に資する事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
購入又は賃貸の別 及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格 円 <input type="checkbox"/> 賃借 希望価格 円／月
希望条件等	

（注）個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、ひたちなか市個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第13号（第10条関係）

誓約書

私は、ひたちなか市空き家バンクへの利用登録を申込むにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 ひたちなか市空き家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従つて利用し、決して他の目的には利用しないこと。
- 2 ひたちなか市空き家バンクの利用を通じて、空き家を利用することとなったときは、ひたちなか市の生活文化、自然環境等への理解を深め、ひたちなか市民としての自覚を持ち、地域住民と協調すること。
- 3 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「空き家登録者」、「利用登録者」、「媒介業者」間で解決すること。

年　　月　　日

住所

氏名（署名）

ひたちなか市長様

様式第14号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク利用登録通知書

年 月 日付で申込みのあったひたちなか市空き家バンク利用登録について、次のとおり登録が完了したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第10条第5項の規定により通知します。

1 利用登録番号：No.

2 利用登録内容：ひたちなか市空き家バンクの利用

3 登録日： 年 月 日

4 有効期限： 年 月 日

(注)

- (1) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。
- (2) ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第12条第1項のいずれかに該当する場合は、利用登録を抹消します。
- (3) この通知書は、希望物件の交渉申込みの際に必要となりますので、大切に保管してください。

様式第15号（第11条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒　　—

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク利用登録変更届出書

ひたちなか市空き家バンク利用登録内容を次のとおり変更したいので届出ます。

1 利用登録番号 : No.

2 変更後の登録内容 : 下記のとおり

(注) すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

利用登録者	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒　　—
	電話番号	
	FAX番号	
E-mail		
購入又は賃貸の別 及び希望価格	□ 購入 希望価格 □ 賃借 希望価格	円 円／月
希望条件等		

様式第16号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク利用登録変更通知書

年 月 日付で届出のあったひたちなか市空き家バンク利用登録変更について、次のとおり登録内容の変更が完了したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

1 利用登録番号：No.

2 変更完了日： 年 月 日

3 変更後の登録内容：下記のとおり

利用登録者	ふりがな 氏名	
	住所	〒 —
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
購入又は賃貸の別 及び希望価格	□ 購入 希望価格 □ 賃借 希望価格	円 円／月
希望条件等		

様式第17号（第12条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒　　一

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク利用登録取消届出書

ひたちなか市空き家バンク利用登録を取消したいので届出ます。

1 利用登録番号： No.

2 届出の理由：

(注) この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。

様式第18号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク利用登録抹消通知書

ひたちなか市空き家バンクの利用登録について、次のとおり登録を抹消したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 利用登録番号 : No.

2 抹 消 日 : 年 月 日

3 抹 消 理 由 :

様式第19号（第13条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 様

〒　　一

住 所

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

ひたちなか市空き家バンク利用登録期間延長申出書

ひたちなか市空き家バンク利用登録の登録期間を2年間延長したいので申出ます。

1 利用登録番号 : No.

(注) この延長申出書を提出されない場合は、ひたちなか市空き家バンク利用登録完了通知書にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

様式第20号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

ひたちなか市長

ひたちなか市空き家バンク利用登録期間延長通知書

年 月 日付で申出のあったひたちなか市空き家バンク利用登録期間の延長について、次のとおり登録期間を延長したので、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第13条第3項の規定により通知します。

1 利用登録番号 : No.

2 有効期限 : 年 月 日

様式第21号（第15条関係）

年　月　日

ひたちなか市長 殿

公益社団法人 ○○○○
代表者

ひたちなか市空き家バンク物件交渉結果報告書

ひたちなか市空き家バンク物件の交渉結果について、ひたちなか市空き家バンク制度実施要綱第15条第2項の規定により報告します。

- | | |
|----------|---|
| 1 物件番号 | [No.] |
| 2 所在地 | [ひたちなか市] |
| 3 契約内容 | [<input type="checkbox"/> 賃貸借 · <input type="checkbox"/> 売 買] |
| 契約締結日 | [年 月 日] |
| 売買 | [円] |
| 賃貸借 | [円／月] |
| 契約期間 | [年 月 日 ~ 年 月 日] |
| 4 空き家登録者 | 住所 [] |
| | 氏名 [] |
| 5 利用登録者 | 住所 [] |
| | 氏名 [] |
| 6 媒介業者 | 商号 [] |
| | 代表者名 [] |
| | 住所 [] |
| | 電話番号 [] |